

## 憲法問題

### 1 はじめに

憲法問題PTでは、憲法を巡る昨今の情勢を踏まえ、新安保法制法等の平和主義に反する政府の動向や、憲法事実（立法事実）に基づかない憲法改正の策動、その他の憲法問題に対し、法の専門家として人権擁護と社会正義の実現の観点からどのように取り組むべきかを日々研究するとともに、憲法講演会等の形で会員向けの情報提供等を行っている。

### 2 平和主義と立憲主義に反する新安保法制法等の政府の動向

2014（平成26）年7月1日の第二次安倍内閣による閣議決定（以下「7・1閣議決定」という。）と2015（平成27）年の新安保法制法（平和安全法制関連二法をいい、新安保法制法に基づく防衛法制を指す文脈では「新安保法制」という表現も用いる。）の強行採決による成立に端を発し、日本の防衛政策は、軍事的合理性の観点のみから議論され、憲法による制約が全く存在しないかのような状況が生じている。これは、憲法の平和主義が骨抜きにされて日本が戦争の準備に入っていることを意味するとともに、政府の有権解釈が、憲法改正権者である国民の関与が一切ないまま、憲法の名宛人である政府によって恣意的に根本から覆された点において、立憲主義に反するものであって、極めて重大な問題である。従って、この問題に対しては紙幅を費やすざるを得ない。

7・1閣議決定前の従来の政府見解は、憲法9条は自衛権の放棄を定めたものではなく、その自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限度の実力は憲法9条2項にいう「戦力」には該当しないとの立場をとり、その上で、自衛権行使することができるのは、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在すること、②この攻撃を排除するため他の適当な手段がないこと、③自衛権行使の方法が必要最小限度の実力行使にとどまること、の3要件を満たした場合（個別的自衛権）に限られるとし、集団的自衛権は、国連憲章51条によって我が国にも認められているものの、①の要件を欠いているから、憲法9条に反して許されないとして、その行使を一貫して否定してきた。①の要件を満たす個別的自衛権と①の要件を満たし得ない集団的自衛権とは質的に重なり合わず、憲法上許容されるのは前者のみであるという解釈が、有権解

釈として定着していたのである。

ところが、第二次安倍内閣は、2014（平成26）年7月1日、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する内容の7・1閣議決定を行った。7・1閣議決定は、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」としながら、憲法解釈変更の根拠としては「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」と述べるのみであり、他国に対して発生する武力攻撃が我が国の存立を脅かすことはあり得ないから集団的自衛権は憲法上許容されないという従来の政府見解の基本的論理と全く整合せず、また、このように従前の憲法解釈と整合し得ない前提を置いたことにより、武力行使の発動基準が極めて曖昧不明確となり、法的安定性も保たれない結果となっている。

このように、7・1閣議決定は、従来の政府の有権解釈との連続性・論理的整合性を欠いており、憲法解釈として認められる余地がないということに加え、内容も、集団的自衛権の行使は他国防衛であり憲法9条1項の国際紛争を解決する手段としての武力の行使に他ならず、憲法改正手続を潜脱して内閣による「解釈改憲」をなすものであって、明らかに違憲である。

2015（平成27）年には、7・1閣議決定に基づく新安保法制法が国会で強行採決された。人権保障のために憲法によって国家権力の恣意を抑制するという立憲主義の立場からは、憲法9条の解釈を論理的整合性も法的安定性もかなぐり捨てて変更した7・1閣議決定に基づく新安保法制法は、違憲というほかない。また、硬性憲法である日本国憲法において、憲法改正手続を踏むことなく一政府による筋の通らない解釈の変更によって憲法の条項が改正されたに等しい結果となるような事態は断じて許されるべきではない。このような問題意識のもと、日弁連や東弁を含む各単位会は、政府が憲法9条の解釈を変更し、これを踏まえて法律によって集団的自衛権の行使を容認することは、憲法の立憲主義の基本理念、恒久平和主義及び国民主権の基本原理に違反することを、繰り返し指摘してきている。

しかし、7・1閣議決定及び新安保法制以降、現実の政治において、日本の防衛政策が憲法の制約が全く存在しないかのように議論される状況がここ10年余り続いている。具体的には、

2022（令和4）年に安保3文書（国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画）が改定され、敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有し活用していく方針が明記されたこと、2024（令和6）年に防衛装備移転三原則の運用指針が改定され、英国、イタリアと国際共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出が解禁されたこと等を挙げることができるが、詳細については紙幅の都合上割愛する。

このように、我が国は、7・1閣議決定及び新安保法制により武力行使の基準を喪失し、いついかなるときにどの範囲で武力を行使するかが曖昧不明確で、何らの歯止めもない不確実性の状況に立ち至ってしまっている。安心供与と抑止力はセットでなければ意味をなさないところ、我が国は、7・1閣議決定及び新安保法制による「壊憲」により周辺諸国に対する安心供与が全くできていない状況に陥っている。違憲の新安保法制による武力行使基準の喪失を利用した軍備増強論は、断じて許すことができない。まずは、憲法規範であった従前の政府解釈のレベルに我が国を立ち戻らせ、防衛分野における立憲主義や法の支配を取り戻すことが何よりも重要であって、違憲の法制度に基づく運用を既成事実化しようという無法な試みに対しては、法律専門家として断固戦わなければならない。

### 3 憲法事実（立法事実）に基づかない憲法改正の策動

憲法改正については、2012（平成24）年に自由民主党が憲法改正草案を発表し、2018（平成30）年には同党が定期党大会で「憲法改正4項目『条文イメージ（たたき台素案）』」をまとめているが、その後は、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正について衆議院憲法審査会で議論がなされている。しかし、その実態は、憲法事実（立法事実）に基づかず、単に憲法改正をしたという実績だけを求めるといったものであり、憲法改正についての真っ当な議論がなされている状況とは全く言えず、現行憲法が定める参議院の緊急集会の制度を改めて国会議員の任期を延長することを可能とする憲法改正を行う必要性は全く認められない。

### 4 選択的夫婦別姓制度の導入

現在、選択的夫婦別姓制度の導入を求める訴訟は、第3次訴訟が2024（令和6）年3月に提起され、選択的夫婦別姓制度の導入についての国民・市民の関心も日に日に高まりつつある。

このような状況も踏まえ、当会としては、同氏強制は違憲であるとの考え方の下、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを国会に対して求めると同時に、選択的夫婦別姓制度こそが法律家共同体が妥当なものとして承認するベースラインであることを裁判所に突きつけていくための活動を行っていくことが緊要であり、その一環として、海外の制度の研究も行っていく必要がある。

## 5 選挙権（投票価値）の平等について

選挙権（投票価値）の平等は、民主主義社会の健全な営みのために必要不可欠なものであるから、1対1を基本原則とした上で、どのような理由と必要に基づいてこの原則から乖離したかを政府の側に主張立証させ、その合憲性を審査し、政府が議員定数の較差を正当化する十分な理由を示すことができない場合には違憲としなければならない。

当会としては、投票価値の不平等を是正する選挙制度の抜本的改革を国会に対して求めると同時に、違憲判決や選挙無効判決を出すことに対する裁判所の懸念を払拭すべく、ありうべき判決の内容やその効果について理論的な研究を深めていくことが必要である。

## 6 憲法とAI

近時、AIが社会に与える影響、特に民主主義や選挙等の憲法的要素に与える影響についても研究が進んでいる。AIによってプライバシー（あるいは内心の自由）、自己決定権ないし自由意思が掘り崩されたり（2016年にケンブリッジ・アナリティカ社がFacebookのデータを基にAIで心理的プロファイリングを行い、フェイクニュースに騙されやすい脆弱性のスコアが高い人にヒラリー・クリントンに関するフェイクニュースの接触頻度を高めるようなリコメンデーションを行うことによって投票行動を大きく操作した事件（ケンブリッジ・アナリティカ事件）は、記憶に新しいところであり、また、AIが個人データを通じてその人の好みや認知的な傾向をプロファイリングし、その人の関心に合った、その人の認知システムをうまく刺激するコンテンツや情報をリコメンドすることで、我々のアテンションや時間、個人データを奪うとともに、人間の思考モードのうち論理的、内省的、熟慮的な思考モードを抑え、直感的、脊髄反射的な思考モードに強く働きかけて中毒的な状況を作り出すことにより、自律的な意思決定を阻

害している）、これまでの差別が再生産されたり新しい差別が生み出されたりし（アメリカでは、就職面接の映像をAIに解析させ、心理的特性を見て採用するかどうかのスコアリングを行う際に、解析アルゴリズムが限られたデータによって学習・訓練されているため、多数派と異なる表情の動きをするマイノリティーが不当に低く評価される可能性があることが指摘されている）、フィルター・バブル（インターネット空間では自らが好むコンテンツに取り囲まれ、好みないものがフィルタリングされたバブルの中に閉じ込められるような状況に置かれ、他者や公共との接触頻度を失ってしまう）、エコー・チェンバー（自分の考えに近い情報やコンテンツとの接触が繰り返しなされることで、それらが真実、正しいものだと感じてしまい、考えが極端・過激化していく）、偽・誤情報等（刺激的でアテンションを獲得しやすい偽情報が拡散されて選挙結果を左右してしまう現象が国内外で見られるようになってきている）によって民主主義や国民主権といった憲法上極めて重要な価値が危機に瀕している。

このような問題にいかに対処するか、ポピュリズムを克服して混乱する代議制民主主義を立て直し、法の支配を維持していくためにはどうすればよいか、当会としても研究を深めていく必要がある。

## 7 推薦図書

日頃の業務の中で憲法に触れる機会は少ないが、憲法の危機的状況を目の前にして憲法についての知識をアップデートしたいと考えている会員も少なからずいるものと思われる。そのような会員向けに、推薦図書をいくつか紹介する。

- ・読みやすい基本書として 長谷部恭男『憲法講話：24の入門講義（第2版）』（有斐閣、2022年）
- ・新安保法制関係 長谷部恭男・棚橋桂介・豊秀一『検証安保法制10年目の真相——「仙台高裁判決」の読み方』（朝日新書、2025年）
- ・AI関係 山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説——AI社会への憲法的警句』（弘文堂、2023年）

以上